

大分市と公立大学法人大分県立看護科学大学との 連携に関する協定書

大分市と公立大学法人大分県立看護科学大学は、相互の発展をめざして次のとおり包括連携協定を締結する。

1. 両者は以下の事項について連携・協力する。
 - (1) 保健・医療・福祉の分野における諸課題
 - (2) 生活環境の保全や都市基盤の整備における諸課題
 - (3) 地域の人材育成における諸課題
 - (4) 地域の活性化及びまちづくりにおける諸課題
 - (5) 国際化の推進における諸課題
 - (6) 情報化の推進における諸課題
 - (7) その他両者が必要と認める諸課題
2. この協定における連携・協力の具体的事業及び成果の利用条件等については、両者が協議して別に定める。なお、この協定を実効性のあるものとするため、定期的に協議の場を設けることとする。
3. この協定は、両者が署名した日に発効し、以後3年間有効とする。ただし、両者いずれからも異議の申し立てがない場合は、3年ごとに自動的に更新される。
4. この協定書は2通作成し、両者がそれぞれ1通を保有する。

平成21年12月17日

大分市長

公立大学法人
大分県立看護科学大学理事長

釘宮 繁

草間 朋子